

目 次

1. インボイス制度の概要	
(1) 内容	1
(2) 適格請求書発行事業者	1
(3) 適格請求書等の記載事項	2
(4) 平成 35 年 10 月 1 日以降の仕入税額控除の要件	3
2. 適格請求書発行事業者登録制度	
(1) 適格請求書発行事業者の登録	5
(2) 適格請求書発行事業者の公表	9
(3) 適格請求書発行事業者の交付義務等	10
(4) 交付義務の免除	12
(5) 適格請求書の交付方法	14
(6) 適格請求書等の写しの保存義務	17
3. 適格請求書等の記載方法	
(1) 適格請求書の記載事項	18
(2) 適格簡易請求書の記載事項	20
(3) 適格返還請求書の記載事項	22
(4) 適格請求書等の記載に関する留意点	24
4. インボイス制度の仕入税額控除の要件	
(1) 仕入税額控除の要件	28
(2) 請求書等の保存	29
(3) 帳簿の保存	34
(4) 免税事業者からの仕入れに係る経過措置	38
5. インボイス制度導入後の税額計算	
(1) インボイス制度導入後の消費税額の計算	39
(2) 売上げに係る税額の計算方法	41
(3) 仕入れに係る税額の計算方法	42
(4) 適格請求書等に記載された消費税額による仕入税額の積上げ	43

1. インボイス制度の概要

(1) 内容

軽減税率制度の実施により、複数税率制度の下で適正な課税を確保する観点から、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が平成 35 年 10 月 1 日から導入されます。

この適格請求書等保存方式においては、帳簿及び区分記載請求書等保存方式における区分記載請求書等（平成 31 年 10 月 1 日～）に代えて、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

なお、仕入税額控除の要件として保存が必要な「適格請求書」を発行できる事業者は、「適格請求書発行事業者」としての登録を受けた事業者に限られます。

また、帳簿及び区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存している場合には、一定期間において、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

(2) 適格請求書発行事業者

この適格請求書発行事業者の登録は、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出して、受けることとなります。ただし、「適格請求書発行事業者」の登録を受けることができる事業者は、課税事業者に限られますので、免税事業者は登録を受けることができません。

なお、適格請求書発行事業者の登録申請書は、適格請求書等保存方式導入前の平成 33 年 10 月 1 日から提出することが可能です。

※ 免税事業者であっても、課税事業者を選択することで「適格請求書発行事業者」の登録を受けることができます。なお、免税事業者が平成 35 年 10 月 1 日を含む課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

(注) 適格請求書発行事業者の登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める届出書の提出が行われない限り、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であっても、免税事業者となることはできません。